# Actus Newsletter 企業版ふるさと納税について



企業版ふるさと納税は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、国が認定した地方公共団体の地方創生事業(「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」)に対して企業が寄附を行った場合に、法人税等から税額控除する制度です。平成28年度税制改正により創設され、その後令和2年度の税制改正で、従来は寄附額の最大約6割であった税額軽減が、約9割に増加し、企業のメリットが大きく改善しました。寄附先となる認定団体数は、令和3年4月1日現在で、改正前の428団体から1,141団体に増加しています。また、制度開始時である平成28年度と令和元年度の比較で、寄附件数は年517件から年1,327件に増加し、寄附金額も年747百万円から年3,380百万円と増加しています。今回は、利用促進に期待が集まっているこの企業版ふるさと納税制度についてご紹介いたします。

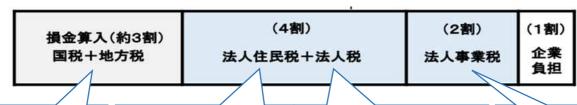
## ■企業版ふるさと納税の税額軽減のしくみ

企業版ふるさと納税の税額軽減は、寄附額の損金算入による「所得控除」と、各税目における「税額控除」の2つからなります。

そもそも地方公共団体への寄附は、その公共性の高さから全額が損金算入されるため、実効税率分の税金が軽減されます。実効税率がおおよそ大法人で 29.74%、中小法人で 33.58%ですので、寄附額の約 3 割の税額軽減になります。さらに企業版ふるさと納税は以下の順序で税額控除の適用があり、寄附額の 6 割の税金が軽減されます。これより、損金算入による所得控除と税額控除を合わせて、最大で寄附額の約 9 割が軽減されます。なお、企業版ふるさと納税は、令和7年3月31日までに支出した寄附金に対して適用され、1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。

【税額軽減(所得控除+税額控除)のイメージ】

※内閣官房・内閣府総合サイト 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」の資料に加筆



## 国税·地方税

- ·支出金額の全額 が費用(損金)
- 事寄附額の約3割の税額軽減

## 法人住民税

- ・寄附額の4割を税額控除
- ・法人住民税法人税割の 20%上限
- ・法人税より先に控除

#### 法人税

- ・法人住民税で4割に達しない 場合、その残額を法人税から 控除(寄附額の1割限度)
- ・法人税の 5%上限

## 法人事業税

- ・寄附額の2割を 税額控除
- ・法人事業税の 20%上限

## ■企業版ふるさと納税のメリット

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が計画し、国から認定を受けた事業に対して直接寄附をするため、応援したい事業活動そのものに寄附をすることができます。また、自社の事業に関連する活動であれば、地方公 共団体との新たな関係の構築や地域資源を生かした新事業展開にもつなげられる可能性もあります。

さらに、内閣府地方創生推進事務局の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」や各自治体のHP等では、企業版ふるさと納税を申し出た企業の紹介等がされていることから、寄附を通じて社会貢献に取り組む企業としての PR 及び企業イメージのアップが期待されるなど、副次的な効果もあります。

## ■申告時における手続き

法人税及び地方税の申告書に別表の添付が必要となります。別表に加えて、法人税では、「企業版ふるさと納税の対象となる寄附金に該当することを証する書類」の保存が必要です。さらに地方税においては、前述の「証する書類」の写しを、申告するすべての地方自治体に対して提出する必要があるため、注意が必要です。

## Q1. どのような法人でも税額控除を受けることはできるのでしょうか?

▲ 青色申告法人が対象とされており、寄附をするにあたって企業自身が特別な認定を受けるような必要はありません。ただし、税額控除額には、その年の各税額に対する上限割合が決まっているため、所得が少ないと税額控除を満額受けられない可能性があります。

### Q2. 個人が行うふるさと納税のように返礼品は受け取れるのでしょうか?

A 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。したがって、個人が行う ふるさと納税にあるような返礼品は、企業版ふるさと納税にはありません。 その他、「寄附の見返りとして補助金を受け取る」、「有利な利率で貸付をしてもらう」、「入札や許認可で 便宜を図ってもらうこと」なども禁止されています。

## Q3. 地方公共団体への寄附であればどこでも対象になるのでしょうか?

▲ 国が認定した地方公共団体の地方創生事業であれば原則対象になりますが、本社が所在する地方 公共団体への寄附については、税額控除を受けることはできません。

また、地方創生の趣旨から、自らの税収だけで財政運営できる東京都や23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、戸田市、和光市、市川市、浦安市、川崎市、鎌倉市など26市町などの自治体(令和2年度時点)はこの制度の寄附先としては対象外となります。

## Q4. 社長の出身地の自治体に寄附をしても企業版ふるさと納税の対象になるのでしょうか?

▲ 法人が行う寄附のため、特に対象外にはなりません。 ただし、個人的な寄附であると認められると、法人を介して社長個人が寄附したと認められてしまうので 注意が必要です。そのため法人として寄附をしたということをより明確にするため、取締役会などの機関 決定を経て行うなどの手続きを経ておいた方がよいでしょう。

### Q5. 企業版ふるさと納税の対象となる寄附先はどのように探したらよいでしょうか。

▲ 企業版ふるさと納税ポータルサイト(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\_furusato.html)や 民間事業者が運営するサイト(企業版ふるさとチョイス https://www.furusato-tax.jp/enterprise、ふるさとコネクト https://furu-con.jp 他)より、応援したい地域や事業を検索することが可能です。対象事業の 選定後は各自治体の窓口に連絡を取り、必要書類の提出等を行う必要があります。なお、民間事業者 が運営するサイトの一部では、寄附金額を選択して決済手続きをするだけで、サイト運営者が各自治体 への連絡や手続きを代行してくれるサービスもあります。手続き完了後に受領する寄附金の受領証は、「企業版ふるさと納税の対象となる寄附金に該当することを証する書類」として、申告時に提出が必要と なりますので、大切に保管しておきましょう。



## ア ク タ ス 税 理 士 法 人 アクタスマネジメントサービス(株)

[ URL ]http://www.actus.co.jp [ MAIL ] info@actus.co.jp

【赤坂事務所】 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【荒川事務所】 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【立川事務所】 東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第

【立川事務所】 東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F 【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F 【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683
TEL:0265-59-8070 FAX:0265-59-8077